

■ 100V 用配線ダクトの施工について

(電気設備技術基準解釈第 165 条)

- ダクトは造営材に堅ろうに取り付けてください。
 - ・ワイヤ吊りなどの不安定な施設は行わないでください。
- ダクトの開口部は下に向けて施設してください。
 - 上向き取付、壁に縦向き取付はできません。横向き取付には下記の通り制限がありますので厳守のうえご使用ください。
 - ・必ずダクトカバーをして塵埃の侵入を防いでください。
 - ・人が容易に触れる恐れのない場所に取り付けてください。(例えば 1.8m 超の場所)

※埋込取付の場合も同じです。

